

# 株 式 会 社 シ ス テ ム 情 報 定 款

2022 年 12 月 22 日変更

## 第1章 総 則

(商号)

第1条 当社は、株式会社 システム情報 と称し、英文では、SYSTEM INFORMATION CO.,LTD. と表示する。

(目的)

第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。

- 1 コンピュータのハードウェア、ソフトウェアの研究、開発ならびに販売
- 2 データ伝送および通信機器の販売および工事、保守
- 3 コンピュータによる計算請負および技術者の派遣
- 4 コンピュータに関する消耗品の販売および出版販売
- 5 コンピュータシステムのコンサルテーション、運用、保守サービス業務
- 6 前各号に付帯する一切の事業

(本店の所在地)

第3条 当社は、本店を東京都中央区に置く。

(機関)

第4条 当社は、株主総会、取締役のほか、次の機関を置く。

- 1 取締役会
- 2 監査等委員会
- 3 会計監査人

(公告方法)

第5条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法は、日本経済新聞に掲載する方法とする。

## 第2章 株 式

(発行可能株式総数)

第6条 当社の発行可能株式総数は、64,000,000株とする。

(取締役会決議による自己株式の取得)

第7条 当社は、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる。

(単元株式数)

第8条 当社の単元株式数は、100株とする。

(単元未満株式についての権利の制限)

第9条 当会社の株主は、その有する単元未満株式について、次に掲げる権利以外の権利を行使することができない。

- 1 会社法第189条第2項各号に掲げる権利
- 2 会社法第166条第1項の規定による請求をする権利
- 3 株主の有する株式数に応じて募集株式の割当ておよび募集新株予約権の割当てを受ける権利

(株主名簿管理人)

第10条 当会社は、株主名簿管理人を置く。

- 2 株主名簿管理人はおよびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
- 3 当会社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備置き、その他の株式に関する事務は、これを株主名簿管理人に取扱わせ、当会社においては取扱わない。

(株式取扱規程)

第11条 当会社の株式に関する取扱いおよび手数料は、法令または本定款のほか、取締役会において定める株式取扱規程による。

## 第3章 株主総会

(招集)

第12条 当会社の定時株主総会は、毎事業年度の終了後3ヶ月以内にこれを招集し、臨時株主総会は、必要あるときに随時これを招集する。

(基準日)

第13条 当会社の定時株主総会の基準日は、毎年9月30日とする。

- 2 前項にかかわらず、必要があるときは、取締役会の決議によって、あらかじめ公告して、一定の日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者をもって、その権利を行使することができる株主または登録株式質権者としてすることができる。

(電子提供措置等)

第14条 当会社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

- 2 当会社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

(招集権者および議長)

第 15 条 株主総会は、取締役社長がこれを招集し、議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が株主総会を招集し、議長となる。

(決議の方法)

第 16 条 株主総会の決議は、法令または本定款に別段の定めがある場合を除き、出席した議決権を行使できる株主の議決権の過半数をもって行う。

- 2 会社法第 309 条第 2 項に定める決議は、本定款に別段の定めがある場合を除き、当該株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

(議決権の代理行使)

第 17 条 株主は、当会社の議決権を有する他の株主 1 名を代理人として、その議決権を行使することができる。

- 2 株主または代理人は、株主総会ごとに代理権を証明する書面を当会社に提出しなければならない。

(議事録)

第 18 条 株主総会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成する。

## 第 4 章 取締役および取締役会

(員数)

第 19 条 当会社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は、10 名以内とする。

- 2 当会社の監査等委員である取締役は、5 名以内とする。

(選任方法)

第 20 条 取締役は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって選任する。

- 2 取締役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 3 取締役の選任決議は、累積投票によらないものとする。

(任期)

第 21 条 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の任期は、選任後 1 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 監査等委員である取締役の任期は、選任後 2 年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
- 3 任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満

了する時までとする。

(代表取締役および役付取締役)

第 22 条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。

- 2 取締役会の決議によって、取締役会長、取締役社長各 1 名、取締役副社長、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することができる。

(取締役会の招集権者および議長)

第 23 条 取締役会は、法令に別段の定めがある場合を除き、取締役社長がこれを招集し議長となる。

- 2 取締役社長に事故があるときは、取締役会においてあらかじめ定めた順序に従い、他の取締役が取締役会を招集し、議長となる。

(取締役会の招集通知)

第 24 条 取締役会の招集通知は、会日の 3 日前までに各取締役に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

- 2 取締役の全員の同意があるときは、招集の手続を経ないで取締役会を開催することができる。

(重要な業務執行の決定の委任)

第 25 条 取締役会は、会社法第 399 条の 13 第 6 項の規定により、その決議によって重要な業務執行（同条第 5 項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。

(取締役会の決議方法等)

第 26 条 取締役会の決議は、議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

- 2 当会社は、会社法第 370 条の規定によって、取締役が取締役会の決議事項について提案した場合において、取締役の全員が書面または電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。

(取締役会の議事録)

第 27 条 取締役会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した取締役は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

(取締役会規程)

第 28 条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規程による。

(報酬等)

第 29 条 取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上

の利益（以下「報酬等」という。）は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。

（取締役の責任免除）

第30条 当社は、会社法第426条第1項の規定により、取締役会の決議によって、同法第423条第1項の取締役（取締役であった者を含む。）の責任を法令の限度において免除することができる。

2 当社は、会社法第427条第1項の規定により、取締役（業務執行取締役等であるものを除く。）との間に、同法第423条第1項の責任を限定する契約を締結することができる。ただし、当該契約に基づく責任の限度額は、500万円以上であらかじめ定めた金額または法令が規定する額のいずれか高い額とする。

## 第5章 監査等委員会

（監査等委員会の招集通知）

第31条 監査等委員会の招集通知は、会日の3日前までに各監査等委員に対して発する。ただし、緊急の必要があるときは、この期間を短縮することができる。

2 監査等委員の全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査等委員会を開催することができる。

（監査等委員会の決議方法）

第32条 監査等委員会の決議は、議決に加わることができる監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

（監査等委員会の議事録）

第33条 監査等委員会の議事録は、法令で定めるところにより書面または電磁的記録をもって作成し、出席した監査等委員は、これに署名もしくは記名押印し、または電子署名を行う。

（監査等委員会規程）

第34条 監査等委員会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。

## 第6章 会計監査人

（会計監査人の選任方法）

第35条 会計監査人は、株主総会によって選任する。

（会計監査人の任期）

第36条 会計監査人の任期は、選任後1年以内に終了する事業年度のうちの最終のも

のに関する定時株主総会の終結の時までとする。

- 2 前項の定時株主総会において別段の決議がなされないときは、当該定時株主総会において再任されたものとする。

(会計監査人の報酬等)

第 37 条 会計監査人の報酬等は、代表取締役が監査等委員会の同意を得て定める。

## 第 7 章 計 算

(事業年度)

第 38 条 当会社の事業年度は、毎年 10 月 1 日から翌年 9 月 30 日までとする。

(剰余金の配当)

第 39 条 剰余金の配当は、毎事業年度末日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し行う。

(中間配当)

第 40 条 当会社は、取締役会の決議によって、毎年 3 月 31 日の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対し、中間配当を行うことができる。

(配当金等の除斥期間)

第 41 条 剰余金の配当および中間配当は、その支払開始の日から満 3 年を経過してもなお受領されないときは、当会社はその支払義務を免れる。

## 附則

(監査役の責任免除に関する経過措置)

第 1 条 当会社は、会社法第 426 条第 1 項の規定により、取締役会の決議によって、第 37 期定時株主総会終結前の行為に関する同法第 423 条第 1 項の監査役（監査役であった者を含む。）の責任を、法令の限度において免除することができる。

(電子提供措置等に関する経過措置)

第 2 条 定款第 14 条（電子提供措置等）の規定にかかわらず、2023 年 2 月末日までの日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第 14 条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。

- 2 本条（電子提供措置等に関する経過措置）の規定は、前項の株主総会の日から 3 か月を経過した日後にこれを削除する。

(変 更)

|       |        |      |                      |
|-------|--------|------|----------------------|
| 昭和59年 | 1月25日  | 第3条  | 本店の所在地               |
| 昭和61年 | 3月31日  | 第3条  | 本店の所在地               |
| 平成6年  | 1月25日  | 第20条 | 取締役および監査役の任期         |
| 平成12年 | 6月15日  | 第3条  | 本店の所在地               |
| 平成15年 | 12月18日 | 第6条  | 削除 (額面株式1株の金額)       |
|       | 第19条   |      | 取締役および監査役の選任         |
|       | 第20条   |      | 取締役および監査役の任期         |
|       | 第21条   |      | 株券の再発行               |
| 平成17年 | 11月21日 | 第5条  | 発行する株式の総数            |
|       | 第12条   |      | 基準日                  |
| 平成18年 | 11月28日 | 第4条  | 機関                   |
|       | 第5条    |      | 公告方法                 |
|       | 第6条    |      | 発行可能株式総数             |
|       | 第7条    |      | 株券不発行                |
|       | 第8条    |      | 削除 (名義書換)            |
|       | 第9条    |      | 質権の登録および信託財産の表示      |
|       | 第10条   |      | 削除 (株券の再発行)          |
|       | 第10条   |      | 株主名簿記載事項の記載          |
|       | 第11条   |      | 削除 (手数料)             |
|       | 第21条   |      | 株主割当                 |
|       | 第24条   |      | 事業年度                 |
|       | 第25条   |      | 剰余金の配当               |
| 平成19年 | 5月30日  | 第5条  | 公告方法                 |
|       | 第8条    |      | 株式の譲渡制限              |
|       | 第9条    |      | 削除 (質権の登録および信託財産の表示) |
|       | 第9条    |      | 新設 (売渡請求)            |
|       | 第10条   |      | 削除 (株主名簿記載事項の記載)     |
|       | 第21条   |      | 株主割当                 |
|       | 第11条   |      | 基準日                  |
|       | 第12条   |      | 削除 (株主の住所等の届出)       |
|       | 第12条   |      | 新設 (株主名簿管理人)         |
|       | 第13条   |      | 新設 (株式取扱規程)          |
|       | 第13条   |      | 招集                   |
|       | 第14条   |      | 議長                   |
|       | 第15条   |      | 決議                   |
|       | 第17条   |      | 新設 (議決権の代理行使)        |
|       | 第18条   |      | 新設 (議事録)             |
|       | 第16条   |      | 取締役および監査役の員数         |
|       | 第17条   |      | 取締役および監査役の選任         |
|       | 第18条   |      | 取締役および監査役の任期         |
|       | 第19条   |      | 取締役会の招集              |
|       | 第20条   |      | 代表取締役および役付取締役        |

|         |           |                    |
|---------|-----------|--------------------|
|         | 第 22 条    | 削除（業務執行）           |
|         | 第 23 条    | 削除（報酬および退職慰労金）     |
|         | 第 24 条    | 新設（取締役会の招集通知）      |
|         | 第 25 条    | 新設（取締役会の決議方法等）     |
|         | 第 26 条    | 新設（取締役会の議事録）       |
|         | 第 27 条    | 新設（取締役会規程）         |
|         | 第 28 条    | 新設（報酬等）            |
|         | 第 29 条    | 新設（取締役の責任免除）       |
|         | 第 30 条    | 新設（員数）             |
|         | 第 31 条    | 新設（監査役の権限の範囲）      |
|         | 第 32 条    | 新設（選任方法）           |
|         | 第 33 条    | 新設（任期）             |
|         | 第 34 条    | 新設（報酬等）            |
|         | 第 35 条    | 新設（監査役の責任免除）       |
|         | 第 24 条    | 事業年度               |
|         | 第 25 条    | 剰余金の配当             |
| 平成 19 年 | 8 月 20 日  | 第 33 条 新設（監査役の権限）  |
| 平成 22 年 | 12 月 15 日 | 全 条 項番丸数字変更        |
|         | 第 1 条     | 変更（商号）             |
|         | 第 7 条     | 削除（株券不発行）          |
|         | 第 16 条    | 変更（議決権の代理行使）       |
|         | 第 21 条    | 変更（代表取締役および役付取締役）  |
|         | 第 28 条    | 変更（取締役の責任免除）       |
|         | 第 32 条    | 変更（監査役の権限）         |
|         | 第 34 条    | 変更（監査役の責任免除）       |
|         | 第 37 条    | 新設（配当金の除斥期間）       |
| 平成 24 年 | 12 月 26 日 | 第 2 条 変更（目的）       |
|         | 第 4 条     | 変更（機関）             |
|         | 第 29 条    | 変更（員数）             |
|         | 第 33 条    | 新設（常勤の監査役）         |
|         | 第 34 条    | 新設（監査役会の招集通知）      |
|         | 第 35 条    | 新設（監査役会の決議方法等）     |
|         | 第 36 条    | 新設（監査役会規程）         |
|         | 第 41 条    | 変更（配当金の除斥期間）       |
| 平成 25 年 | 5 月 15 日  | 第 6 条 変更（発行可能株式総数） |
| 平成 25 年 | 6 月 14 日  | 第 2 条 変更（目的）       |
|         | 第 4 条     | 変更（機関）             |
|         | 第 5 条     | 変更（公告方法）           |
|         | 第 6 条     | 変更（発行可能株式総数）       |
|         | 第 7 条     | 削除（株式の譲渡制限）        |
|         | 第 8 条     | 削除（売渡請求）           |
|         | 第 9 条     | 削除（株主割当）           |
|         | 第 10 条    | 削除（基準日）            |

|                  |        |                             |
|------------------|--------|-----------------------------|
|                  | 第 7 条  | 新設 (取締役会決議による自己株式の取得)       |
|                  | 第 8 条  | 新設 (単元株式数)                  |
|                  | 第 9 条  | 新設 (単元未満株式についての権利の制限)       |
|                  | 第 12 条 | 変更 (招集)                     |
|                  | 第 13 条 | 新設 (基準日)                    |
|                  | 第 14 条 | 新設 (株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし |
| 提供)              |        |                             |
|                  | 第 16 条 | 変更 (決議の方法)                  |
|                  | 第 19 条 | 変更 (員数)                     |
|                  | 第 23 条 | 変更 (取締役会の招集権者および議長)         |
|                  | 第 25 条 | 変更 (取締役会の決議方法等)             |
|                  | 第 29 条 | 変更 (取締役の責任免除)               |
|                  | 第 32 条 | 削除 (監査役の権限)                 |
|                  | 第 34 条 | 変更 (監査役会の招集通知)              |
|                  | 第 39 条 | 新設 (会計監査人の選任方法)             |
|                  | 第 40 条 | 新設 (会計監査人の任期)               |
|                  | 第 41 条 | 新設 (会計監査人の報酬等)              |
|                  | 第 44 条 | 新設 (中間配当)                   |
|                  | 第 45 条 | 変更 (配当金等の除斥期間)              |
| 平成 27 年 7 月 1 日  | 第 6 条  | 変更 (発行可能株式総数)               |
| 平成 28 年 1 月 22 日 | 第 4 条  | 変更 (機関)                     |
|                  | 第 19 条 | 変更 (員数)                     |
|                  | 第 20 条 | 変更 (選任方法)                   |
|                  | 第 21 条 | 変更 (任期)                     |
|                  | 第 24 条 | 変更 (取締役会の招集通知)              |
|                  | 第 25 条 | 新設 (重要な業務執行の決定の委任)          |
|                  | 第 26 条 | 変更 (取締役会の決議方法等)             |
|                  | 第 27 条 | 変更 (取締役会の議事録)               |
|                  | 第 29 条 | 変更 (報酬等)                    |
|                  | 第 30 条 | 変更 (取締役の責任免除)               |
|                  | 第 30 条 | 削除 (員数)                     |
|                  | 第 31 条 | 削除 (選任方法)                   |
|                  | 第 32 条 | 削除 (任期)                     |
|                  | 第 33 条 | 削除 (常勤の監査役)                 |
|                  | 第 34 条 | 削除 (監査役会の招集通知)              |
|                  | 第 35 条 | 削除 (監査役会の決議方法等)             |
|                  | 第 36 条 | 削除 (監査役会規程)                 |
|                  | 第 37 条 | 削除 (報酬等)                    |
|                  | 第 38 条 | 削除 (監査役の責任免除)               |
|                  | 第 31 条 | 新設 (監査等委員会の招集通知)            |
|                  | 第 32 条 | 新設 (監査等委員会の決議方法)            |
|                  | 第 33 条 | 新設 (監査等委員会の議事録)             |
|                  | 第 34 条 | 新設 (監査等委員会規程)               |

|                  |         |                                   |
|------------------|---------|-----------------------------------|
|                  | 第 37 条  | 変更（会計監査人の報酬等）                     |
|                  | 附則第 1 条 | 新設（監査役の責任免除に関する経過措置）              |
| 平成 29 年 6 月 1 日  | 第 6 条   | 変更（発行可能株式総数）                      |
| 令和 元年 5 月 1 日    | 第 6 条   | 変更（発行可能株式総数）                      |
| 2022 年 12 月 22 日 | 第 14 条  | 削除（株主総会参考書類等のインターネット<br>開示とみなし提供） |
|                  | 第 14 条  | 新設（電子提供措置等）                       |
|                  | 附則第 2 条 | 新設（電子提供措置等に関する経過措置）               |